

全国保育士会感謝状贈呈規程

昭和 57 年 5 月 20 日 施行

昭和 61 年 3 月 4 日 改正

平成 10 年 5 月 11 日 改正

平成 11 年 4 月 1 日 施行

平成 22 年 3 月 24 日 改正

〔趣旨〕

第 1 条 各都道府県・指定都市保育士会会員として、また、保育所（園）保育士等として永年その任にあった者に対し、本会が感謝の意を表しようとするものである。

〔方法〕

第 2 条 この規程による感謝状贈呈は毎年行うものとする。

2. 贈呈は全国保育士会がこれを行うものとする。

第 3 条 感謝状は本会会長名をもってする。

〔対象〕

第 4 条 本会会長が感謝の意を表するものは、当該年 4 月 1 日において、次の各項に定めるすべてに該当する者とする。

2. 全国保育士会会員の期間が満 20 年以上の者

3. 「全国保育士会 会員に関する規程」第 2 条に定める認可保育所等に在職している者

〔手続〕

第 5 条 感謝状贈呈に関する検討は、会長の命によって総務部が行うものとする。

2. 総務部は都道府県保育士会長と協議のうえとりすすめるものとする。